

# 吸収分割に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2025 年 8 月 1 日

株式会社エターナルホスピタリティグループ

株式会社エターナルホスピタリティジャパン

2025年8月1日

各 位

大阪府大阪市浪速区立葉一丁目2番12号  
株式会社エターナルホスピタリティグループ  
代表取締役 大倉 忠司

大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番13号  
株式会社エターナルホスピタリティジャパン  
代表取締役 青木 繁則

### 吸収分割に係る事後開示書面

株式会社エターナルホスピタリティグループ（以下「EHG」といいます。）と、株式会社エターナルホスピタリティジャパン（以下「EH-JP」といいます。）は、2025年5月30日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年8月1日をもって、日本国内における飲食に係る事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務の一部をEH-JPに承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

#### 記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2025年8月1日

2. 吸収分割会社（EHG）における各手続の経過

（1）株主の差止請求

本件吸収分割は、会社法784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本件吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、

該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

EHG は、新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条に規定する手続きは行っておりません。

(4) 債権者の異議

EHG は、EH-JP への債務の承継を、重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続きは行っておりません。

3. 吸収分割承継会社 (EH-JP) における各手続の経過

(1) 株主の差止請求

会社法第 796 条の 2 の規定により、本件吸収分割の差止請求を行った EH-JP の株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

EHG は、EH-JP の特別支配会社でありかつ唯一の株主であるため、会社法第 797 条に規定する手続きは実施しておりません。

(3) 債権者の異議

EH-JP は、会社法第 799 条第 2 項の規定に従い、2025 年 6 月 25 日付の官報において債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行い、また、2025 年 6 月 25 日付で知れている債権者に対して本件吸収分割に対する異議申述の個別催告をいたしました。所定の期間内に債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社 (EH-JP) が吸収分割会社 (EHG) から承継した重要な権利義務に関する事項

EH-JP は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約に基づき、EHG の保有する「株式会社鳥貴族」「株式会社 TORIKI BURGER」「ダイキチシステム株式会社」の全株式を承継いたしました。あわせて、本件事業に関して EHG が有する権利義務の一部を承継いたしました。なお、本件吸収分割により EH-JP が EHG より承継した資産及び負債の額は、次のとおりです。

資産： 663 百万円 (概算値)

負債： 540 百万円 (概算値)

5. 本件吸収分割に係る変更の登記をした日

本件吸収分割の効力発生日である 2025 年 8 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上